

メタデータのオープン化等に関するガイドライン(素案)の項目と委員の意見等

* 本資料は、前回提示した構成案の目次をもとに、実務者協議会(平成 27 年度の中間報告を含む。)及び本ワーキンググループでの議論から関係する内容を抽出したもの。網掛けが前回と異なる箇所。

目次

はじめに	1
【総論】	
1. 本ガイドラインの目的	2
2. デジタルアーカイブの構築と連携の意義	3
3. デジタルアーカイブの連携方法	4
4. 利用条件とその表示方法	6
【各論】	
5. メタデータの利活用促進	6
6. サムネイル／プレビューの利活用促進	8
7. デジタルコンテンツの利活用促進	9
8. デジタルアーカイブの評価基準	10
【参考資料】	
9. 優良事例紹介	11
10. よくある質問	11
11. 既存のガイドライン等	12

はじめに

(ガイドライン作成までの経緯等) ※仮に記載

- 「知的財産推進計画 2015」(知的財産戦略本部 平成 27 年 6 月)において、我が国におけるデジタルアーカイブの連携に関する今後の方向性が示され、分野横断統合ポータルサイトの構築、書籍・文化財・放送番組・メディア芸術の各分野又は地域ごとのアーカイブ連携の促進に向けた取組等が掲げられた。その実現に向けて、同計画に基づき「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会」が設置され、2 か年にわたってデジタルアーカイブ間の連携の具体的方策やメタデータのオープン化等の検討が進められた。
- 本資料は、アーカイブ連携及びその利活用促進のため、2 か年にわたる関係省庁等連絡会及び実務者協議会での議論をまとめたものである。平成 28 年度の実務者協議会は、本資料以外にも「我が国におけるデジタルアーカイブ連携の方向性」を取りまとめており、分野横断統合ポータル構築に向けた枠組み及び連携促進の課題とその具体策に関してはそちらを参照されたい。なお、本資料を作成するに当たっては、実務者協議会の下位に設置された「メタデータのオープン化等検討ワーキンググループ」における検討が大きく寄与している。

【総論(共通事項)】

1. 本ガイドラインの目的

(デジタルアーカイブの利活用のため、提供側が目指すべき/留意すべきこと等)

- (メタデータのオープン化に限定せず、)デジタルアーカイブをより利用しやすい形のものに作り上げ、真にユーザーに活用してもらえるものにするために必要なことを示す。(WG1 議事概要 高野主査)
- 具体的な課題のリストアップやその解決のアイデア、解決した具体策をグッドプラクティスとして掲載し、課題解決のためのガイドラインとする。(WG1 議事概要 高野主査)
- 本ガイドラインの主な読者は、デジタルアーカイブ作成者。利用者の立場からも有益になる情報を盛り込む。(WG1 議事概要 事務局)
- デジタルアーカイブ構築の意思決定に関わる人にも、アーカイブの必要性や有効性を伝える。(WG1 議事概要 高野主査)
- すでにアーカイブに取り組んでいるが、公開されたコンテンツについて、国民に利便を提供すべき組織に対して、海外と比して進捗していないところを促進してもらうためのもの。(WG2 議事概要 高野主査)
- 関係者がデータをオープンにする「背中をおしてあげる」ものにする。(WG2 資料 3-2 後藤構成員)
- オープン化を進めていくに当たって、担当者がこのガイドラインを参照すれば、一人で判断を行えるよう、ベストエフォートを見込んだ書き振りにすることが重要である。(WG2 議事概要 生貝構成員)
- デジタルアーカイブに求められる要件として、最低限の要件と望ましい要件の両方を示せるとよい。(WG2 資料 3-3 福島構成員)

(メタデータ・サムネイル/プレビュー、デジタルコンテンツの定義)

- ここでのいうメタデータとは、コンテンツ(デジタルコンテンツの他、アナログ媒体の資料・作品等を含む。)を説明するデータのことをいい、図書館における書誌データ、アーカイブ機関の収蔵品等の目録データ、文化財の基礎データ等をいう。サムネイル/プレビューとは、元データ(コンテンツ)の要約物又は一部分の表示(プレビュー表示)、縮小した画像又は数秒程度の音声・動画等をいう。デジタルコンテンツとは、アナログ媒体の資料・作品等をデジタル化した高品質なデジタルコンテンツ、あるいはボーンデジタルの作品(デジタルカメラの写真、電子書籍等)であればそのデジタルコンテンツ自体をいう。(中間報告 p.14)

メタデータ
サムネイル/プレビュー
元データ (コンテンツ)

図: デジタルアーカイブ連携における流通単位

2. デジタルアーカイブの構築と連携の意義

(国内外への日本文化の振興、未来への文化継承)

- デジタルアーカイブを整備することは、我が国の文化の保存・継承や国内外への発信基盤となる取組である。(中間報告 p.22)
- デジタルアーカイブの構築とそのアクセス向上は、国民が文化的に豊かな生活ができるようになるための、デジタル時代における国の文化政策の中核的施策の一つである。人々は、それを利用することによって、自由に創作活動ができることになる。(協議会 4 議事概要 生貝構成員)
- デジタルアーカイブは、地域間格差等の社会的課題の解決にも資する。デジタルアーカイブの窓口を一つにしてアクセスしやすくすることも、デジタルアーカイブの一つ一つについて、使い方を覚える必要がなくなるという点において、社会や文化に貢献する。(協議会 4 議事概要 生貝構成員)
- 海外の日本研究が低迷している理由は、デジタルコンテンツが不足していること。欧米・中韓とのデジタル格差が広がっており、日本離れが止まらない状況である。(協議会 5 江上参考人)

(コンテンツの有効活用の促進)

- 図書館、博物館・美術館、文書館、それぞれに資料の活かし方、情報のとり方がある。それらを横断的につなげていくところにデジタルアーカイブのメリットがある。(WG1 議事概要 森本構成員)
- デジタルアーカイブの連携は、複数のデジタルアーカイブのメタデータの組合せによって新しいコンテキストを発現できる、メタデータの共有によって、特定の目的に特化したプラットフォームやサイトを別に立ち上げることが可能となる、滅失しがちなデジタルデータの長期保存の対策の必要性が理解されると共に、実物保存の重要性への社会的認識が高まる、といったメリットがある。(中間報告 p.3-4)

(個別の機関にとっては、来館又はアクセスの増加、自らの収蔵品紹介での他機関作成情報の活用等)

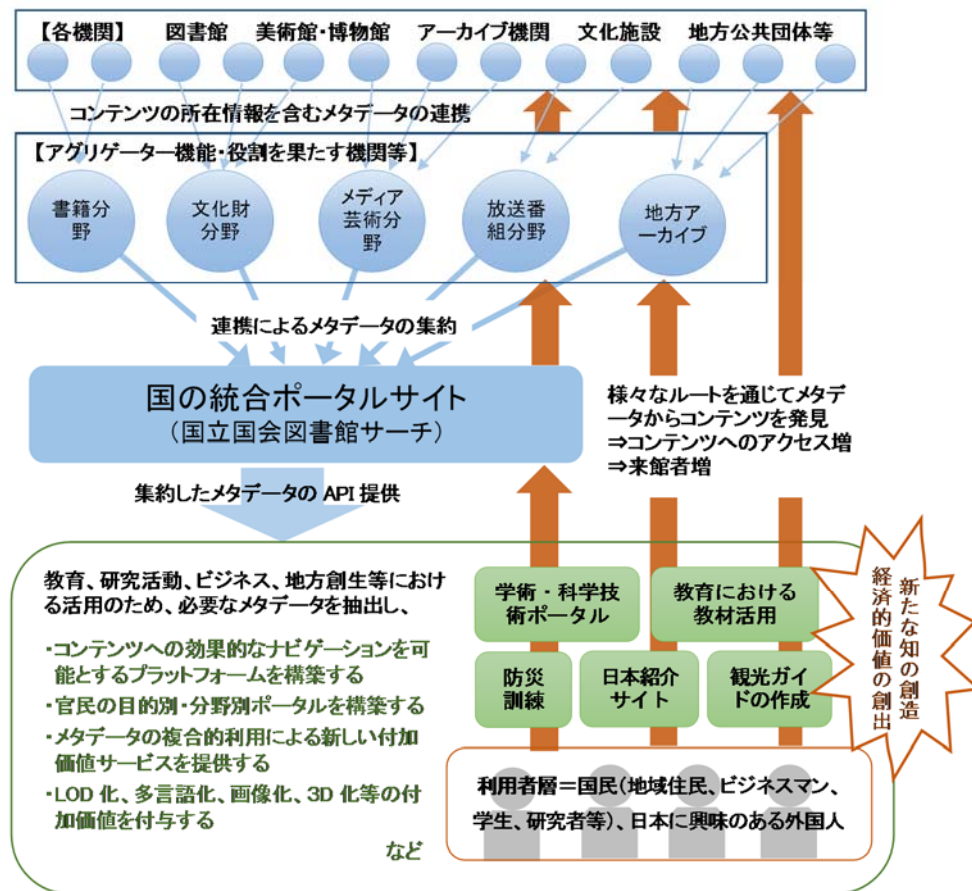
- 個別の機関にとっては、デジタルアーカイブの連携は、実際の来館や国内外からのネットワークを通じたアクセスの増加、業務の効率化(メタデータの共有を通じて、画像の提供や作品サイズの確認が可能になるなど)といったメリットがある。(中間報告 p.3)
- デジタルアーカイブができると、紙の運搬作業など大変な作業が減り、コスト削減につながる。二次利用のための申請対応の削減にもなる。(WG1 議事概要 時実参考人)
- 「カーリル」の場合、出版社・書店はデータ分析に、図書館は選書・除籍調査にも役立っている。(協議会 5 資料 2-1 吉本参考人)
- スケールメリット(今までと違う人が検索する)や、同じ地域の別の館を探せるようになるといったこともある。(協議会 5 資料 2-2 後藤構成員)

論点 1: 利活用イメージ図はどのようなものがよいか。(中間報告 p.5 の図 1 のバージョンアップで足りるか)

* ポータルから API が出るのではなく、API は各分野で流通の仕組みができた上でそれ

を使ったサイトを作るという視点が望ましい。(協議会 5 議事概要 吉本参考人)

(参考図: メタデータの流れと望ましい利活用イメージ)



3. デジタルアーカイブの連携方法

(API(検索用、ハーベスト用)、LOD、IIIF などデータ連携及びデータを活用可能なものとするために必要な方法・標準の紹介等。個別の機関が最適なものを選べばよいが、本来望ましい連携は何か推奨する)

○アーカイブ利活用に望ましいメタデータの在り方は、利用の形を提供側で制限するのではなく、利用する際の自由度をできる限り高めていくことが重要である。(中間報告 p.12)

○メタデータの連携方法として、API(Application Programming Interface)を通じたハーベスティングとLOD(Linked Open Data)による方法がある。第一段階として、メタデータをハーベスティングで集め、異なる項目間に対応関係を作成(マッピング)して、変換して一つにまとめるといった、比較的シンプルなレベルでの共有を実現する。最終的には、Linked Open Data(LOD)のように、概念のレベルで項目間に対応関係が照会できるようにして、様々な活用ができるようにするのがよい。(中間報告 p.12)

○API は、時間、空間、特徴などでの検索が可能であるが、それに応じたメタデータ項目

の整備が必要となる。一方、LD (Linked Data) は、識別のための URI (Uniform Resource Identifier) をリンクに用いることによって、フォーマットやデータ構造を標準化しなくても (自前で全ての情報を持たなくても)、データを連携できる。URI は、提供元に恒久 URI がない場合も含め、一貫して URI で言及・リンクが可能となる。(WG2 資料 2 神崎構成員)

- できる限り広くデータを収集できるよう、例えば、エクセル等でまとめられた表データもメタデータ連携の対象とすべきである。ただし、データの活用を妨げないよう、セル内の改行禁止といった基本的な表データの作り方を示すべき。(WG2 議事概要 神崎構成員)
- メタデータが取りにくいものについては、生のテキストデータのトランスクリプションを一部メタデータの代わりにすることも考えられる。(WG1 議事概要 高野主査)

- デジタルアーカイブにおいて画像を公開し共有するための国際的な規格である IIIF の採用を推奨する。利用者にとっては、IIIF に準拠しているデジタルコンテンツを、自分が選択したビューアで、一元的に扱うこと (並べて表示するなど) ができ、デジタルアーカイブ公開機関・利用者双方の負担を大いに下げながら、飛躍的に利活用性を高めることができる。(協議会 5 資料 1-1 永崎参考人)
- IIIF への対応は、外部にオープンするだけでなく、機関内での DB 間の連携などにも有益である。例えば、図書館と美術館の DB は大抵別に作られているが、当然、図書は作品を参照しているし、作品は図書を参照している。それを行ったり来たりするのが、一つのプラットフォームでできるのも、この標準というものの大きな意味がある。(協議会 5 議事概要 高野座長)

論点2: 束ね役と個別の機関とでは、どのように要件を書き分けるのがよいか (例: 束ね役は API が必要)。

論点3: ここでは連携に係る視点だけにしているが、デジタルアーカイブ構築に係る視点でガイドラインに入れておくべきものはあるか。例えば、以下の内容など。

- * OAIS 参照モデルへの対応 (協議会 5 資料 1-2 杉野参考人)
- * デジタルアーカイブには、持続可能性が必要である。多様な主体が様々な条件や「脈」で、デジタルアーカイブを構築しているが、貴重なもの・巨費を投じながら「消滅」したデジタルアーカイブがあまりにも多い。環境に依存しないデータ移行性を担保することが必要。(WG2 資料 3-3 福島構成員)
- * 言語的な対応として、インターフェース・ヘルプ類の英語対応、メタデータの英語対応／ローマ字対応、コンテンツの英語対応／ローマ字対応が必要。(協議会 5 資料 1-3 江上参考人)
- * 日本のデジタルアーカイブが世界で流通・利活用されるためには、メタデータ・フォーマット等を問わず国際標準への積極的な対応が必要。(協議会 5 資料 1-2 杉野参考人)

＊データ流通性を確保するために、DOI(Digital Object Identifier)や URI などの識別子の付与に努める。(WG2 資料 3-2 後藤構成員、WG2 資料 3-3 福島構成員)

4. 利用条件とその表示方法

(利活用促進のため、二次利用の条件表示が重要。推奨する利用条件表示は、世界的流通に合わせたものとする(CC ライセンス、CC0、PDM 等))

- 国際的な動向を踏まえ、我が国におけるデジタルアーカイブ連携とメタデータ等の流通を促進し、それらを世界に発信して国際的な流通も可能とするには、少なくともメタデータに関しては、二次利用も含めて自由に利活用できる条件でオープン化を進めていくことが求められる。(中間報告 p.15)
- IIIF のように API で外部からのアクセスに対応する場合、法的にみて自由に利用できないと意味がない。(WG1 議事概要 生貝構成員)
- 組織のセキュリティポリシーとの関係性を明確にし、オープンにしても問題ないことを示す必要がある。(WG2 資料 3-2 後藤構成員)
- メタデータ等の利用条件表示においては、「クリエイティブ・コモンズ(CC)」が世界的な主流となっている。世界各国の言語や法制度を理解せずとも、共通マークや各国語での条件記述等により簡易に利用条件を理解できるなどのメリットが存在することから、我が国を含めた世界各国のオープンデータ(オープンガバメント)の取組においても、クリエイティブ・コモンズは広く活用されている。(中間報告 p.15)
- Europeana では、権利表記はクリエイティブ・コモンズをモデルとしている。メタデータを表記する際にデジタルコンテンツの利用条件を表記することがデータ交換協定の中で求められている。メタデータにタグが埋め込まれた状態であり、結果的にそれぞれのコンテンツページに表示されエンドユーザーにも見えることになる。(WG1 議事概要 生貝構成員)
- メタデータ、サムネイル／プレビュー、デジタルコンテンツの利用条件について、The Creative Commons CC0、6 種類のクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC BY、CC BY-SA、CC BY-ND、CC BY-NC、CC BY-NC-SA、CC BY-NCND)のほか、The Public Domain Mark(PDM)によって表示することが考えられる。(WG1 資料 3-1 生貝構成員)

論点4: 我が国において、利用条件表示を進めるには、本ガイドラインでどのようなルールの明確化が必要か。

【(データ種類ごとの)各論】

5. メタデータの利活用促進

(1) メタデータの標準化

(連携のために最低限必要な要素、流通促進可能なメタデータ整備の工夫等)

- 全ての統一された唯一の形式に強引に押し込めるのではなく、個別機関のデジタルアーカイブの自由度を保ちながら、複数のアーカイブ間のメタデータを結びつけて連携できる仕組みを考えていくのがよい。(中間報告 p.12)
- 元のデータは各組織が持つことを原則とし、連携するメタデータは、なるべくシンプルにする。(協議会 4 資料 2-2 後藤構成員)
- 博物館は、資料(文書・考古資料・美術・地図・植物・鉱物・動物等)ごとに性質が異なるのでメタデータも異なる。同じ館でも、担当ごとに持っているデータ形式が違うこともある。(協議会 4 資料 2-2 後藤構成員)
- 公文書館の資料は、単体では本来の意味を持たない。資料を生み出した活動との関連、他の資料との関連、保存の経緯が持つ情報といったコンテキスト情報があってはじめて、意味を持つ。(WG2 資料 1 森本構成員)
- 分野横断的なメタデータ要素と各分野固有のメタデータ要素を整理し、連携するために共有化すべき要素を明確化することが重要である。情報の繋がりの中核となる要素(固有名情報、地理情報、年代・時間情報、分野・分類情報等が想定される。)の記述方法について標準化を進める。(中間報告 p.13)
- 分散したデータをつなぐためのメタデータの収集範囲については、以下の4つの点から検討を行うことが考えられる。
 - 【発見(検索)】キーワードなどで検索するための情報(分野ごとに異なる構造の情報)は単純なテキスト情報項目に集約する。
 - 【識別】示されている対象が何なのか、求めている(既知の)資料かどうか判断できる情報(ラベル、サムネイル、ソース/来歴など)。
 - 【選択(記述)】示されている対象が求めている(未知の)資料かどうかを判断でき、比較検討が可能な情報(概要の記述、ライセンスなど)。
 - 【取得】個別リソースあるいは詳細メタデータにアクセスするための情報(資料の URI 等)。(WG2 資料 2 神崎構成員)
- メタデータの長期アクセス保証のために、各アーカイブ機関においては、可能な限り長期にアクセス可能なものを、メタデータの必須項目として選びつつ、対象をよく理解している人がメタデータを作成し、継続的にメンテナンスしていくことが求められる。(中間報告 p.12)
- (各アーカイブ機関は、)画像ファイル自体への記述、更新履歴の明示といったメタデータ記述の精度向上にも努めることが望まれる。(WG2 資料 3-3 福島構成員)

(2) メタデータのオープン化

(公的機関のメタデータは原則 CC0、民間機関など難しい場合は CC-BY)

- Europeana に提供される全てのメタデータは、CC0(完全権利放棄)の条件に基づいて公開されている。DPLA も同様。(WG1 資料 3-1, 3-2 生貝構成員・時実参考人)
- Europeana や DPLA では、統合ポータルへの参加が、CC0 のメタデータ提供のルー

ルがエンフォースされるトリガーとなっている。(WG1 議事概要 生貝構成員)

- 公的機関のメタデータに関しては、世界で流通しているメタデータと利用条件のレベルをそろえることを目指していくべき。自由に二次利用可能な条件で公開することとし、CC0 で提供することを原則とするのがよい。民間の機関が提供するメタデータに関しても、何をオープンにして何をオープンにしないかを各館で判断しコントロールできることを担保した上で、CC0 又は CC-BY を推奨するのがよい。分野ごとにメタデータの利活用に係る基準を定めることも考えられる。(中間報告 p.16-17)
- 利活用コミュニティ形成に向けて、データソン等の活動を行う。(WG2 資料 3-3 福島構成員)

6. サムネイル／プレビューの利活用促進

(1) サムネイル／プレビューの流通促進のための環境整備

(検索活用のための制度整備の必要性、サムネイル／プレビューの事例紹介等)

- メタデータに加えて、サムネイル／プレビューも合わせて流通がなされると、メタデータが対象とするコンテンツの発見・理解促進に大いに役立ち、コンテンツへの有効なナビゲーションの手段となる。特に日本語を母語としない外国人にとっては、テキスト情報のみで構成されるメタデータに加えて、コンテンツのサムネイル／プレビューが存在するか否かは、そのアーカイブ・ポータルユーザビリティにとって死活的な問題になりうる。(中間報告 p.17)
- サムネイル画像を一般的な文化施設が作品紹介のためにインターネット送信することは、現行の著作権法では、原則として著作権者の許諾が必要。文化庁における検討の早期進展が期待される。(中間報告 p.17)
- 制度整備を待つまでの間、世界的主流となっている CC を用いて、利用条件を表示し、利用する側が使いやすいようにしていくのがよい。(中間報告 p.18)

(○サムネイル／プレビュー事例紹介は、Europeana などの海外事例を中心に追加予定)

(2) サムネイル／プレビューの利用条件

(公的機関又は公的助成を受けて作成されたものは原則 CC0 又は CC-BY。元のコンテンツがパブリックドメインの場合は原則 PDM)

- 元のコンテンツの権利が PD の場合は、そのサムネイル／プレビューは、可能な限り、PD マーク等を表示し自由に使えるようにすることが望まれる。(中間報告 p.18)
- 公的機関のものや公的助成を受けて作成されたサムネイル／プレビューについては、原則として CC0 又は CC-BY で利用可能なよう整備されていくことが求められる。(中間報告 p.18)

論点5: サムネイル／プレビューの利用条件の表示方法はどういったものがよいか。コンテ

ンツの利用条件はメタデータに記載することになると考えるが、サムネイル/プレビューについてはどうあるべきか。

7. デジタルコンテンツの利活用促進

(1) デジタルコンテンツの拡充、流通のための標準化

(デジタルコンテンツの作成の推進、公開の継続性の担保、IIIF への対応)

- デジタルコンテンツ作成時に、膨大なデータ量を持つ高品質なものだけでなく、利活用のしやすさを優先して情報量を抑えたものや、発見を助けるためのもの(サムネイル/プレビュー)も意識して作成することが重要である。例えば、報告書等にまとめる過程では、付随する様々なデジタルデータが発生することがある。それらをコンテンツとしてアーカイブに取り込むことも考えられる。地方のデジタルアーカイブ構築においては、地域住民による祭り等の動画の記録をコンテンツとして増やすことも考えられる。(中間報告 19 ページ)
- 大部分の博物館、美術館、図書館は保存のための複製(デジタル化)が可能となっているが、関係機関への周知が未だ十分には進んでいない。(中間報告 p.19)
- 新たに撮影する資料と既存のものは切り分けて考えるべき。これから撮影するものについてはベストな形での提供がよいが、他方、昔撮った白黒のマイクロフィルムなどは、それでもいいから、出していくように促したい。両方のレベルを発信していくべき。(WG2 議事概要 森本構成員)
- アクセシビリティの議論の中で、継続性の担保というのは中心的な課題。元データを自分のところだけで持つと継続性が維持できなくなるおそれがあるので、共通のリポジトリの中で持つことも考えなければならない。(WG1 議事概要 生貝構成員)
- IIIF については、総論の「3. デジタルアーカイブの連携方法」で示したとおり。
- DPLA、Europeana をはじめ、主要な図書館、大学、美術館等が IIIF を採用している。(協議会 5 資料 1-1 永崎参考人)

論点6: コンテンツの拡充のために、所蔵資料/収蔵品のデジタル化を促進するために本ガイドラインに盛り込むべきことはあるか。

(2) デジタルコンテンツの利用条件

(公的機関のデジタルコンテンツ(著作権保護期間満了)は原則PDM、無償での再利用に問題がないものは CC-BY 等)

- デジタルコンテンツの流通に関して、作成時に流通可能な利用条件を整備し、可能なものは全て公開することが望まれる。(中間報告 pp.18-19)
- Europeana のデータ交換協定では、デジタルコンテンツの権利情報メタデータの付与は必須要件であり、パブリックドメインのコンテンツをパブリックドメインであると特定することも含め、コンテンツの知的財産権についての正確なメタデータを提供する最大限の努力を行わなければならないとされている。(WG1 議事概要 生貝構成員)

- 公的機関の、又は公的助成により作成されたデジタルコンテンツについては、流通可能な条件を付して、提供されるよう整備する方向性を打ち出すことが考えられる。(中間報告 p.20)
- 無償での再利用に問題がない場合は、CC-BY などの条件を表示して利用しやすくするのが望ましい。特に、公的機関が保有するデジタルコンテンツで、著作権保護期間満了が確実に確認されたものについては、オープン化し、PD マーク等を表示することが望まれる。(中間報告 p.20-21)

8. デジタルアーカイブの評価基準

(自らが提供するデジタルアーカイブがどのレベルか把握できるようにする、デジタルアーカイブ提供機関がきちんと評価されるようにする。その際、個別機関、アグリゲーター別の評価設定に留意する)

- ネットワーク上のアクセスやデジタルコンテンツの利用実績等について指標化し、業績として評価されるような仕組みを設計する。(中間報告 p.4)
- ガイドラインへの合致度で評価する。(WG2 資料 3-3 福島構成員)
- デジタルアーカイブ機関・事業の評価に「どのような「デジタルアーカイブ」を構築したか」という新たな評価軸を採用してもらい、主要事業であるとの認識を促進する。また、高く評価できる事例に対しては何らかの手当をする一方、デジタルアーカイブたり得ないシステムに対しては公的資金を中止するといった仕組みを導入できないか。(WG2 資料 3-3 福島構成員)

(上記の指摘を踏まえ、メタデータ、サムネイル・プレビュー、デジタルコンテンツの公開及び利用条件表示の状況、デジタルアーカイブの連携の状況、言語対応の状況、国際標準への適合(IIIF の採用等)状況、アクセシビリティ、持続可能性などの観点を考慮したものを用意する。以下はイメージ。)

	基準項目	束ね役の機関	各機関	
			推奨レベル	必須レベル
1. 連携推進状況				
①	メタデータの連携の仕組みの用意	API(ハーベスト用)	API(ハーベスト用又は検索用)	データ活用可能な表データ
②	IIIF 対応	対応すべき	対応すべき	しなくてもよい
③	連携機関数	10 機関以上	3 機関	1(束ね役との連携)
③	...			
2. データの利活用促進状況				
①	メタデータの利用条件	CC0	CC0	CC-BY
②	コンテンツの利用条件表示割合	100%	90%	50%
③	...			

【参考資料】

9. 優良事例紹介

(実際のデジタルアーカイブの評価を 8 の基準に沿って実施し、海外と国内事例の比較を行う。発信と利用がうまく回っている事例を紹介する)

(○評価基準ができれば、それに沿って評価を行いつつ、紹介する。)

○海外、特にアジアの事例を入れるのがよい。(WG2 資料 3-3 福島構成員)

○バチカン図書館のデジタルアーカイブにおいては、長期保存の観点から国際天文連合(IAU)が管理している FITS(Flexible Image Transport System)という画像フォーマットを採用している。また、III F を採用し、対応ビューアで高精細画像コンテンツを表示することができる。(協議会 5 資料 1-2 杉野参考人)

○バチカン図書館でももともとはコンテンツの利用というところにはかなり抵抗・ハードルがあった。現物主義で、ごく一部の承認を得た人しか閲覧することはできなかった。しかし、画像の使い勝手がよくなってくると、向こうの意識が変わってきた。(協議会 5 議事概要 中城参考人)

○京都府立総合資料館は、東寺百合文書が公共財であり、かつ、世界記憶遺産の候補(当時)である以上、世界との共通ルールにする必要があるとの認識から、東寺百合文書 WEB に、日本の歴史資料群ではじめて大規模に CC BY(「京都府立総合資料館所蔵」の明記のみを利用条件とする)を採用した。誰もが自由に利用できると明示して提供した京都府立総合資料館のこの姿勢は、MLA 機関の指針となっていると高く評価され、Library of the Year 2014 大賞を受賞した。(協議会 4 資料 2-3 福島構成員)

○京都府立総合資料館は、「京の記憶アーカイブ」においても、写真資料や近代資料、近世資料などに対して CC-BY を採用した。(協議会 4 議事概要 福島構成員)

10. よくある質問

(なぜデジタルアーカイブが必要か、連携が必要か、ガイドラインを持って行って説明するためのものとして)

○データをオープンにしてもお客は減らないこと、データをコピー可能にしても改ざんされないこと、データをオープンにするメリットなどについて、FAQ など、エビデンスを示すのがよい。(WG2 資料 3-2 後藤構成員)

11. 既存のガイドライン等

(活用できる部分を紹介しつつ、既存の資料を紹介)

- 高齢者や障害者を含めて、誰もが支障なく利用できるよう、アクセシビリティを確保するため、総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に則る。(WG2 資料 3-3 福島構成員)
- 機械可読性の担保に当たっては、総務省の「オープンデータ戦略推進」関係ドキュメント(電子行政オープンデータ実務者会議第1回データ・ワーキンググループ資料7¹)に則る。(WG2 資料 3-3 福島構成員)

【補足資料】

- ・その他の参考資料一覧
- ・名簿

¹ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/wg/dai1/siryou7.pdf>